

南丹市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年1月27日(水) 午後2時00分から午後3時10分

会 場 南丹市役所2号庁舎 3階 301号会議室

出席者

- 被保険者代表：大嶋委員、今西委員、シャウベッカー委員、原田委員
- 保険医及び保険薬剤師代表：高屋委員、竹中委員
- 公益代表：廣瀬委員（会長）、木村委員（副会長）、八木委員、麻田委員
- 被用者保険等保険者代表：堀委員
- 事務局

今西市民部長

市民課 船越課長、山口課長補佐、八木係長

保健医療課 疋田課長

1. 開会

2. あいさつ

会長： 皆さんこんにちは。

新型コロナウイルス感染症がなかなか収まらず、また一時よりも勢いを増しておるといような状況の中で、開催をさせていただきました。十分感染予防の対策をとっておりますけども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

第2回に市の諮問をお示しさせていただいて、それについて京都府の方から一定の結果が出てまいりましたので、それを受けて今回は保険税をどのように算定していくのかということも含めてご審議を賜りたいというふうに思っておりますことと、保険税の条例の一部改正もご提案させていただいて今日皆さん方にご審議を賜りたいと思っておりますのでございます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

事務局： 規則第7条第1項の規定により会議の議長は会長が行うこととなっております。廣瀬会長、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長： 事務局の方から本日の出席の状況につきまして報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席通告委員につきましては、鈴木委員・辰巳委員の2名となっております。出席委員は名簿にあります被保険者代表・保険医または保険薬剤師代表・公益を代表する委員より各1名以上であり、また出席合計が11名で過半数に達しておりますので、規則第7条第2項の規定によりまして、本協議会が成立していることをご報告いたします。

議長： 会議録の署名人を本会の規則第9条により、指名をさせていただきます。原田委員と堀委員、よろしくお願いを申し上げます。

3. 議事

- (1) 「令和3年度の南丹市国民健康保険税のあり方について」

議長： 議事にございます(1)「令和3年度の南丹市国民健康保険税の在り方について」を事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料1をご覧ください。令和3年度の南丹市国民健康保険税のあり方についてご説明申し上げます。

今から申し上げる数値につきましては、京都府から市町村の予算編成等の参考資料として、関係者で活用するためのものとして送付されたものであることをご承知おきいただきたいと思っております。

資料の①の国保事業費の納付金の算定結果についてです。こちらは京都府全体で615億円となり、前年度と比べて37億円の減となりました。今回の納付金の変動については被保険者数が微減のなか、新型コロナウイルスの影響で医療費が減少したことと前期高齢者交付金の増加とされています。

続きまして②をご覧ください。南丹市の保険税率の検討につきましては、府へ納める納付金をベースとし、保健事業や条例減免といった独自事業を加えて、令和3年度の方角性を考えることとなります。府から示された納付金額は7億8,500万円となり、令和2年度納付金より約4,700万円の減となる金額となりました。1人あたりの納付金の金額としては、11万2,371円となります。納付金額に加えて保健事業など南丹市で実施する事業全体を考えて南丹市の保険税率を検討することとなります。

③は、国保事業に必要な賦課総額（課税額）と標準保険料税率についてとなります。南丹市で行う事業を加味して、京都府が算定して示された賦課総額は、6億9,953万円となります。内訳は、医療分4億4,926万8,463円、後期分が1億8,371万8,970円。介護分が、6,654万8,193円となります。推計によって出された総所得と被保険者数6,985人から標準保険料税率が計算されることとなります。今回示された標準保険料税率市町村算定方式は、医療分が所得割で6.15%、均等割で22,196円、平等割で20,767円。後期分の所得割が2.68%、均等割で10,129円、平等割で6,049円。介護分の所得割が2.27%、均等割で12,793円、平等割で6,952円となります。

④をご覧ください。令和3年度の賦課予想額を市において試算したものです。前回、第2回運営協議会においては、令和3年度保険税率の方角性として府が示す標準保険料税率を参考に、今後の安定的な国保事業の運営を見据えた上で、被保険者の更なる負担増とならないように検討する必要があることと、新型コロナウイルス感染症の影響によって減収が見込まれることにより、基金の取り崩しの検討も必要であるというご確認をいただきました。令和3年度の賦課予想額として、南丹市の現行の税率により新型コロナウイルス感染症による収入の落ち込みと南丹市における状況を加味して賦課額を試算いたしました。総額としては7億8,377万7,926円となります。こちらは法定軽減前の額です。令和3年度の税収を見込む際の背景には税制改正の影響や新型コロナウイルス感染症による収入の落ち込み、GDP成長率・経済状況の悪い中で収納率が通常より悪化することを見込んでおり、収納できるとする予算額につきましては5億3,513万円と考えております。

令和3年度の見通しとしては、②においてご説明申し上げたように、納付金額の提示額が約7億8,500万円と今年度との比較で4,700万円減っていることもありまますので、当初想定していた基金の取り崩しも200万円あまりとすることが出来そうです。ただ、現在医療費に費やす費用が、令和元年度並に後半時期は推移してきており、令和元年度を超える月も出てきたような状況です。また、令和3年度の経済状況が不透明である中で令和4年度の納付金が高くなるのではという心配もありますので、令和3年度につきましては税率を据え置くことを考えております。委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長： 今回の事務局の方から資料1につきまして説明をいただいたところでございます。委員の皆様の方からご意見、質疑を受けたいと思っております。

委員： 資料1、③において京都府が示された標準保険料税率による賦課総額は令和3年度で約6億9,900万円ですけれども、一方で裏面の市の独自試算の合計は約7億8,300万円ということで、この府の標準保険税率に基づく総額と市の独自試算による調定予想額の合計の差は何によるもののでしょうか。市独自の事業もありますので、そういう意

味あいなのか、この違いをご説明いただきたいと思います。

委員： ③の数字は京都府の標準税率ですので裏面で市独自で計算された数字とは異なるのは当然です。その結果金額の差が出てくるんですが、その差額は、約9,000万円です。これは、税率が違うのは使い方が異なるので標準税率とは違う部分で南丹市が徴収をし、それに基づいて事業を行っているはずですので事業の中身が違うということをご説明いただければと。

事業だけでないのかもしれませんが、この違いが出てくるのは当然のことですが何故税率が違うのかということをご説明いただければと思います。

事務局： 京都府が示している賦課総額につきましては、南丹市が来年度に行う事業費・予算額ですけれども、そちらの歳出も報告させていただいた上で京都府から南丹市がその事業を行う上ではこれだけの賦課総額が必要ということで算定されております。

その時の京都府が所得を推計する算定方法と市で独自に試算した方法に差がありまして、南丹市の方は今現在の調定額をベースとしまして先ほど申しましたような来年度のコロナウィルスの影響によります所得の減少などを見込んだ算定方法になりますので、影響の見込みの差が金額に表れていると思われま。

委員： 京都府は変動の要因を含めずに計算されたのが約6億9,000万円だったと。南丹市の想定は変動を含めて、あるいは徴収率が下がってくるので結果として市の財政に入ってくる部分は京都府の試算した額に限りなく近づくということでしょうか。

それとも京都府は標準の税率ですから市の独自の使い方を見越しておらず、南丹市の独自計算の中では独自の事業も加味されているために金額の差が生まれているということと予想していたのですがそうではないということですか。

事務局： 特別な事業に充当するということはありません。京都府の納付金額が示された時に現状今の国保税条例の中で決めておりますもので試算を行いました。その後、コロナの対応や所得水準などは京都府は各市町村の状況を含めての試算はし切れていないと思いますので、もう少し厳しい目で見えていかないと運営が成り立たないということもありますのでそれらも加味した上で市で独自の試算をしてきたという経緯もあります。それに準じて試算を再度させていただいて京都府が求める額に出来るだけ近づけるようにさせていただいた結果、税率を変えずに令和2年度から3年度も運営できるという結果が出されました。

府と市の金額の差の大きな原因は試算の違いになると思います。

委員： 資料裏面の最後のところで、税収が不足する部分で財政安定化支援事業の繰入金額が約4,800万円ということですが、私が基本的なことを分かっていないのかもしれませんが、この支援事業繰入金はどういう性格のものか、原資がどこから出ているのか等も教えていただけたらと思います。

事務局： 国保の事業が都道府県で統一された時に安定のために政府の方から一定の助成金が出されておりますが、それと併せて各市町村にいわゆる交付税の算定に基づく国保の運営に対する分、俗に言われるルール分と言われるものがござい。そちらで法定に係る財政安定化支援事業の繰入金、一般会計に入ったものを国保特別会計に繰り入れてもらうものになります。

委員： 一番最後の前で令和3年度の保険税（現年分）の収納予定額は、5億3,513万円を見込んでいますということですが、その上の④で市独自試算での調定予想額は約7億8,300万円ですよね。調定額なので実際に入ってくる金額とは違いますので収納予定の金額が小さくなるのは分かりますが、調定予想額と収納予定額の差はどの様に理解すればよいでしょうか。

事務局： 収納予定額5億につきましては、賦課総額から低所得者の軽減を適用させた後に、税

制改正の影響により自営業やフリーランスの方の金額が少なくなる見込みであるとか、今般のコロナウィルスの影響によって収入が減る見込みであるということも調定額から引きまして、収納率もコロナの影響で減るであろうと考えまして、実際に市に収入として入ってくる額を5億余りと見込んだということです。

委員： 今の部分は重要な部分ですのできちんと記載してください。数字の説明が無いと我々も審査するのに妥当かどうかはすぐには分かりません。今言っていた部分が無いと理解が難しくなります。

収納がそうだとして、税収の不足分が先ほどの財政安定化支援事業の繰入金、これは一般会計から法律に基づいて入ってくるものという説明と、もう一つは基金の繰入金で5,000万円ほどあったかと思いますが、そこから200万円ほど補填として入れると。それで税収の不足額が、5,000万円だということはどこで見れば良いのでしょうか。

事務局： 今回この資料の④を見ていただいて、不足額が5,000万円と示すことができるものについてですが、こういった状況かが明示できていなかったと思います。事務局としては、税収が予算として5億3,500万円あまりを見込んでいたということしか記載できておらず、また不足額が計5,000万円ということも分かりづらくなっていました。申し訳ありません。

この財政安定化支援事業の繰入金で4,800万円ですが、これはまだ不確定要素が含まれておりまして、足らずですが予算がこのまま認められた場合はこちらのものを見込んで差額を補填できるということと、基金の方は200万円を投入したいという予定を持っていますが、先ほどの予算が認められない限りは繰り入れがあれば投入できるものというかたちになっております。

不確定要素が多い中で文章での提示でもありますので、分かりづらいものだったと申し訳なく思っています。また、基金が先ほどおっしゃられた額ですけれども、実際の令和元年度の決算時の金額としましては1億9,700万円ほどありまして、そこから200万円ということにしていますが、もし状況が変わった場合は金額も変わる可能性があります。説明になっていませんが、申し訳ございません。

委員： 金額4,800万円にしても200万円にしても、不確定なのはそのとおりです。予算が承認されるのは3月の議会においてですので、それまでは不確定です。京都府が概算を出してきたのは、市の予算編成のために大枠を出してきたので、それに基づいて大枠の予測を立てるのがこの時期なのです。それに基づいて作業されたと思いますが、その上で金額は確定していないけれども、ほぼ5,000万円収入が足りないということをご説明いただきましたが、この計算の過程の中で、収入の見込みに対して必要な経費の差がほぼ5,000万円だという説明が出来るはずなんです、それが何故出来ないのか。通常はこの審議会で数字を出してくるわけですから即座に答えられるはずの内容なのです。それを教えていただくべきだと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 京都府の方から指定されました金額、それに基づいて市の条例に基づく税率を掛けて試算をしています。そのなかで、先ほどのような減収・収納率などの要素も加味してシミュレーションさせていただいて、積み上げていったなかで、どうしても税収の方で5,000万円が足りなくなってきた。37億8,000万円ほどの特別会計ではありますが、収入支出を保健事業なども全部試算して、それに基づく交付金や府の補助金や国の交付金など全部算定させていただいたところ、約5,000万円ほどの税収減になります。それを補うため、税率を変える提案をしなければなりません、前回の運営協議会の時に現状維持で何とかならないか協議いただいておりますので、詰めていったなかで、最終、先ほど申しあげましたようにルール分で見込めますので、結果としてこういったかたちの説明になりました。説明して理解いただける資料を考えていかなければと反省しています。

委員： 翌年度の保険税率を決めるときに数字の上では、もう少ししっかりとした資料を示し

た上で、結果に触れずに5,000万円足りませんと書いてあるものでは無く示していただいたと思います。数字を示して説明すべきであることを申しておきます。

委員： 先ほど言われていましたように私も同じことを質問しようとしていました。この予定額5億を見込んでいるけども、税收の不足分がこれよりも5,000万円ほど少ないという意味にもとれますし、逆に実際の事業費が5億に5,000万円を足した額になるのかなど。この不足分の理由を私も聞きたく思っていました。

委員： 第1回の運営協議会の資料で令和元年度のもが出ていますが、調定額が6億3,600万円、収納額が6億800万円だったかと思います。先ほどの提示されているものでは、調定は7億8,000万円、収納見込みでの予算額が不足分を足しても5億8,000万円ほどとかなり開きがありますが。

事務局： 今年度はコロナ禍ということで様々なコロナ減免がありました。南丹市でも多くの方が申請して総額で約1,000万円近く減免をさせていただいています。恐らく、今年度の収入額が来年の所得額に係って税額の基準にもなりますので、今年度よりもかなり下がると予想しています。そういう意味合いでは、前年度（令和元年度）では約6億円ほどの収納がありました、（令和3年度は、）収納率も下方修正したなかで試算したところ、それだけの差が生じたこととなります。全体的なGDPもマイナス5.2%という予測が出ておりますので、それも加味した上での予測額となると、来年度の算定については、かなり厳しくなるという予測のもとで試算した結果の金額となります。

委員： 先ほどの資料との関係で言うと昨年は調定額と収納額の差は3,000万円ほどですが、今年の場合は2億近くの差があるということでそれは良いのでしょうか。

事務局： 7億8,000万円は（法定）軽減する前の金額です。そこから7割・5割などの軽減を挟みます。実際の収入としては、こちらよりも減りますが、その具体的な額については分かっていません。

事務局： あくまでも参考ですが、今年度（令和2年度）現在の調定額ですが、現年で約6億2,000万円となっています。コロナで減免している部分もありますので、法定軽減と合わせまして賦課総額よりは少ない額となっています。

委員： ④の最後に、令和3年度は税率を据え置くという方向性を示していただきましたが、それは今後ずっと据え置くのか、どの程度の状態で税率を変えないといけないというお考えはありますか。

事務局： この2年続けての基金の積立もしておりますので、今年度決算の見込みも立てた上で出来ることであれば、税率を下げる方向での検討も必要かと考えておりましたが、先ほどまでの説明のとおり、来年度の税收の見込みが不足するというので、今、税率を下げてしまうと本来確保すべき税收が確保できないという懸念がありまして、据え置きをお願いしたいと思っております。

来年度につきましては、またコロナの状況も見たなかではあります、決算の状況も見据えた上で、引き下げも視野に入れての検討が必要と考えています。

委員： 京都府下は統一される方向性でしたよね。実際にどの程度の税率になるかは分かりませんが、仮に統一されるとなると南丹市は現状より下がるのでしょうか。

事務局： 京都府の方で保険税率を将来的には統一として検討されているところですが、まだ具体的にいつから統一するというようなことはこれからの検討ということです。しばらく先になるかとは思っております。統一する時に税率が上がるか下がるかということは、まだこれからの調整でまだ何とも言えない状況にあります。

議長： 他にございますか。(確認)
慎重審議をいただいたということで、ここで議事を打ち切りたいと思いますがいかがでしょうか。

数字的な区分についても、今後の課題もご指摘いただきました。そのなかで今年度の答申の方向性としましては、今ありましたように保険税率は据え置きとさせていただくということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。お諮りしたいと思います。賛成の委員の方につきましては、挙手をお願いします。(確認)

全員です。ありがとうございます。こちらにつきましては、後日、市長様に答申をお持ちいたします。文面は、私と副会長にご一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。(承認確認)ありがとうございます。

それでは、私と副会長で市長の日程も調整させていただいて、答申をお持ちするというご理解いただきたいと思います。

(2) 「南丹市国民健康保険税条例の一部改正(予定)について」

事務局： 資料2をご覧ください。

改正の背景ですが、南丹市国民健康保険税条例の中で災害や所得が著しく減少したために生活が困難になった場合等には、国民健康保険税の減免が受けられる場合がございます。その申請につきまして期限は条例により「納期限の7日前まで」にさせていただくと規定されております。

この国保税条例の規定と同様に市税におきましても、同様に納期限の7日前までと現在規定されておりますが、税務課におきまして申請期限の拡大の要望等もございましてこの7日前を「納期限まで」と改正される予定となっております。この要望は、主には軽自動車税の減免、身体障害者の方の減免が春先にありますが、その中でこういう要望が多くあったと伺っています。税務課とも協議いたしました上で、国民健康保険税におきましても減免の申請者の利便性の向上を図るために同様に改正を行うことにしたいと考えております。なお、今般のコロナウィルス感染症の影響による国民健康保険税の減免につきましては特例によりまして納期限に関わらず令和3年3月31日までに申請いただいたものにつきましては、対象となる保険税、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のものを対象として減免となるところでございます。

事務局： 改正の内容ですが、現行の条例で定めている減免の申請期限について「納期限前7日まで」となっているものを「納期限まで」に改正することとしたいと考えており、令和3年4月1日施行としまして次の令和3年第1回定例会へ提案させていただく予定としております。参考に対象となる国保税条例を記載しておりますのでまたご覧いただければ幸いです。

南丹市国民健康保険税条例の一部改正の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長： 南丹市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、納期限の7日前というのを納期限までというふうに改正したいということで、ご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

(挙手なし)

他にご意見が無いようですので、来る3月にございます市議会の定例会の方に提案をさせていただくということでよろしくご理解を賜りたいと思います。

本日の運営協議会の議題につきまして以上となります。

これにて、議事につきましては全て終了いたしました。議長と副議長を交代させていただいて事務局の方にお返しさせていただきます。

4. その他

事務局： 委員の皆様方から何かございますでしょうか。(なし)

事務局の方からです。本日は保険税率のあり方につきまして慎重審議いただきましてありがとうございました。こちらの資料が十分にご用意できておらず、大変申し訳なく思っております。今後につきましては、資料の方を十分に確認しながら進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。本日お示し出来なかった資料につきましては改めてではございますが、作成しだい郵送で皆様にお送りさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

もう1点ですが、本日お世話になりました保険税のあり方につきまして審議いただいた結果を市長の方に答申させていただきます。2月8日に会長・副会長様にお世話になりまして、市長の方に答申書を提出させていただく予定としております。

5. 閉会 あいさつ

副会長： 大変お疲れ様でございました。

国民健康保険制度も改めて申すまでもなく、社会保障制度の中でも根幹を成すものの一つでございます。南丹市民の皆様方のほぼ4分の1がこの国民健康保険制度にご加入いただいて、これがあって日々の生活が送れている部分がございます。

その点ではこの国民健康保険制度がしっかり維持できるというのは非常に大事なことであり、その負担のあり方については、市民の皆様には直接かかることなのでこの審議会でも出席いただいている皆様方は制度の方面からも、あるいは被保険者の立場からも、そして公益を代表する我々もそれぞれの立場でこの会議に出ております。この仕事の大事さを我々も認識した上で臨んでおりますので、よろしく願いしたいと思っております。

今日の結果を元に廣瀬委員長と共に西村市長に答申してまいりたいと思っておりますのでよろしく願います。本日はありがとうございました。